

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

Ⅰ 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進

1 家庭教育の充実を目指して

(1) 現状と課題

- 平成18年度に教育基本法が改正され、第10条に「家庭教育」が新設され、子の教育についての第一義的責任は父母その他の保護者にあること、また、家庭教育において、必要な生活習慣や自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図るよう努めることが明記されています。そのため、本市では平成25年4月「始良市子育て基本条例」を制定し、学校・家庭・地域・事業所、行政が一体となって子育てに取り組むことを明記しております。
- 家庭教育は全ての教育の出発点であり、乳幼児期の親子の絆の形成、家族のふれあいを通じて基本的な生活習慣・生活能力・人に対する信頼感・豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的な倫理観、社会的なマナーなどを身に付ける上で、重要な役割を果たすものです。
- 地域とのつながりの希薄化や、親が身近な人から子育てを学んだり助け合ったりする機会の減少など、子育てや家庭教育を支える地域環境が大きく変化しています。
- 家庭においては子どもへの関わり方など、家庭教育の在り方に不安を抱いている保護者が見られることも課題となっています。そのため、本市では平成25年度から幼児期から中学校までの15年間を4区分した「子育て手帳」を全ての家庭に配布し、その手助けを行っています。
- 全国学力・学習状況調査から、長時間にわたるテレビ・ゲーム等の視聴やスマートフォン等の使用など、基本的な生活習慣の確立に課題が見られます。
- 本市では、家庭教育推進事業や小・中学校、幼稚園で家庭教育学級を開設し、保護者に対する学習機会及び情報の提供を行っています。

(2) これからの施策の方向性

- 学校、PTAなどとの連携を強化し、子どものしつけや、基本的な生活習慣を家庭で身に付ける重要性の啓発に取り組みます。また、家族の関わりを深めるための取組を支援します。
- 家庭の教育力の向上を図るために、学校教育と社会教育の両面から施策を展開するとともに、家庭や地域との連携を深め、学校・家庭・地域が一体となった地域に開かれた学校づくりを推進していきます。
- 家庭教育学級などの子育てに関する学習機会の更なる充実と改善を図ります。また、保健福祉部とも連携を深め、保護者同士が相談や協力し合う環境を整え、子育てなどに悩みを抱えている保護者への支援を充実します。
- 家庭学習の習慣化を図り、内容の充実を図るために、学校と連携した取組を進め、保護者に対して家庭学習の在り方等に関する啓発を進めていきます。

(3) 主な取組

- 学校、PTA、そして地域と連携し、地域全体で子どもを育てる体制づくりを確立し、安心して子育てができる環境を整えます。
- 子どものしつけや基本的な生活習慣など家庭教育推進に関する資「子育て手帳」を活用し、年齢期に応じた家庭教育の重要性について啓発していきます。
- これまで、家庭教育学級を、小・中学校、幼稚園の全てで開設していますが、子どもたちの健やかな成長の基盤である家庭生活を充実させるために、更に年齢期に応じた学習機会を充実します。
- 保健福祉部など関係部署と連携し、子育てサロンや親子ふれあい教室など保護者同士が子育てについて相談し合える環境を整えるとともに、子育てグループの活動を支援します。
- 保護者への家庭教育充実の啓発を図っていくために、各小・中学校において、家庭教育推進委員会等の設置を進めます。
- 小・中学生を子どもに持つ親が、家庭学習の進め方について共通の取組が進められるよう、「始良市家庭学習の手引き」の活用を図ります。
- 市教育実践発表会において、中学校区ごとに家庭との連携事例の紹介や家庭教育の充実を目指した教育講演会を行います。

【具体的施策・事業等】

- 家庭教育推進事業
- 家庭教育学級の開設
- 家庭教育推進リーフレットの作成と活用
- 学力向上アクションプラン（学校・家庭・地域と連携した学力向上）
- 「始良市家庭学習の手引き」の作成・活用



2 幼児教育の充実を目指して

(1) 現状と課題

- 核家族化・少子化、共働き家庭の増加、地域内の人間関係の希薄化など、子育てに関する不安感や負担感が増しております。そのような中で、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが求められています。
- 幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、健康な体・正しい社会性・知的好奇心・正しい言語生活の導入・豊かな情操などそれぞれの芽生えを、良い環境の中で主体的な遊びを通してはぐくんでいくことが重要です。
- 現在の幼児教育における課題として、基本的生活習慣の未定着・自制心や規範意識の希薄化・コミュニケーション力の低下・小学校生活への不適応・食生活の乱れ・体力の低下などが挙げられています。
- 各幼稚園や保育園では、体験活動や遊びを中心にした活動など、特色ある教育活動に取り組んでいくことが求められます。
- 保護者の負担を軽減し、幼稚園への就園を奨励しています。

(2) これからの施策の方向性

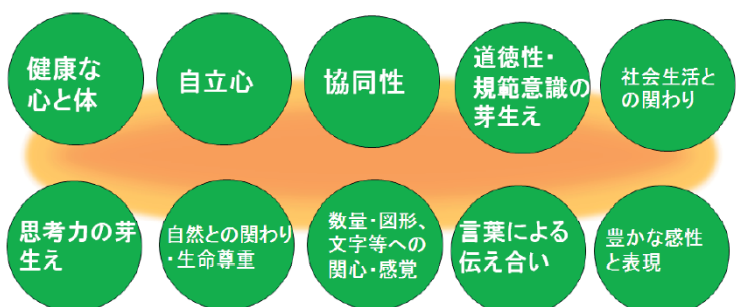
- 「始良市子育て基本条例」を踏まえ、幼児期からの子育てに関して、幼保小連携を推進するとともに、保護者に対する啓発活動にも努めていきます。
- 「後伸びする力」（生きる力の基礎）を育成するために、幼児教育の充実に向けて、発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育を推進していきます。
- 教職員の研修を通して、教諭や保育士等の資質向上に努め、保育の質を高めます。
- 幼稚園の「子育て支援センター」としての機能を充実させ、家庭・地域との連携を推進していきます。

(3) 主な取組

- 地域全体が協働で子どもをはぐくみ、安心・安全な子育て環境づくりに努めます。
- 幼稚園教育要領*における五領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）を調和的に位置付ける教育課程の編成と効果的な実施に努めます。
- 5歳児修了までに育てたい具体的な10の姿（「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量・図形、文字等への関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」）を明確にし、その育成に努めます。
- 子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼・小の円滑な接続のために、幼・小連携カリキュラムの開発と実践に努めます。併せて、幼児教育の学びの成果が小学校と共有されるよう工夫・改善を行います。
- 幼稚園、家庭、地域が連携し、地域の幼児教育支援センターとして、保護者同士が交流する機会の提供や子育て等の教育相談の実施に努めます。
- 幼稚園への就園を奨励する環境を整えます。

【具体的施策・事業等】

- 幼・保・小連携研修会
- 幼稚園長研修会
- 幼稚園教諭等研修会



3 道徳教育の充実を目指して

(1) 現状と課題

- 自他共に暮らしやすい社会をつくるために、郷土愛をもち、公共の心を大切にしながら自立した人づくりが重視されています。
- 自制心や規範意識の希薄化、基本的生活習慣の確立が不十分であることなど、子どもたちの心の成長に関わる課題は、少なくない状況です。
- 小・中学校においては、全教育活動を通じて児童生徒の道徳性を涵養するために、道徳の時間の学習を生かした道徳教育の充実に努めています。
- 児童生徒の道徳性は、生活に根ざしたものであることから、学校・家庭・地域の三者連携による道徳教育の推進に努める必要があります。

(2) これからの施策の方向性

- 「道徳」の時間の教科化を踏まえ、その指導法に関する研修の場を設定するとともに、具体的な指導内容について理解を深めていきます。
- 発達の段階、児童生徒の実態を踏まえ、教育活動全体での道徳教育の充実を図るとともに、児童生徒の道徳的実践力を育む道徳の時間の充実に図ります。
- 道徳的実践の場としての体験活動を充実させるとともに、体験活動のもつ良さを道徳性の育成に生かしていきます。
- 幼児期から発達の段階に応じて、道徳性を育成することの重要性を学校・家庭・地域が共有し、市全体で子どもたちのために連携を深めていきます。
- 一人一人を大切にしたい学級経営を展開することにより、児童生徒の自尊感情を高め、自他を大切にする心を育み自己実現を目指す学級集団をつくります。

(3) 主な取組

- 道徳教育推進のための「道徳の時間の指導法研修会」や「道徳教育推進教師*研修会」を実施し、道徳教育の中核となる道徳の時間を充実させ、各学校において道徳教育の全体計画や年間指導計画を作成し、道徳教育推進教師を中心とした全校的な指導体制の確立を図ります。
- 道徳の時間において、児童生徒の実態に応じた資料や郷土教育資料、「始良市心をつなぐ物語」などの多様な資料の活用や、始良市にゆかりのある椋鳩十文学を素材とした人としての生き方・在り方を考える資料の作成に取り組みます。
- 道徳性を高める学級経営の在り方に関する研修会を実施し、教員の学級経営力を高め、児童生徒の自尊感情を育み、人間関係調整力の向上を図ります。
- 道徳教育研究協力校やモラリティ・インプルーブメント実践発表校を指定し、継続的な研究・実践を推進し、その成果を広く学校・市民に公表し、道徳性を育む教育活動の質の向上と理解・協力を促します。
- 豊かな心を育成するために、道徳的実践の場として、総合的な学習の時間や特別活動、ボランティア活動などにおける体験を通じた学習を充実させます。
- 家庭・地域へも道徳教育の大切さを啓発し、道徳性の向上を図るためのモラリティ・インプルーブメントミーティングを開催し、提言や啓発ポスターなどを作成し、市全体で協働による取組を推進します。

【具体的施策・事業等】

- モラリティ・インプルーブメント*（道徳性の向上）推進事業
 - ・ モラリティ・インプルーブメントミーティング*の開催
 - ・ モラリティ・インプルーブメント実践発表
 - ・ 道徳の時間指導法開発委員会
 - ・ 学級経営研修会
- 道徳教育推進教師研修会
- 道徳教育研究協力校の指定

4 生徒指導の充実を目指して

(1) 現状と課題

- 近年、スマートフォン・携帯電話やパソコン等をはじめとする情報分野における著しい進展や、親や教師以外の地域の大人との交流や異年齢の子どもとの交流の場の減少等に伴い、子ども間の連帯感が希薄化し、人間関係に一度つまずくと、関係を修復できずに、孤立する傾向が見られます。
- 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、本市においては、暴力行為は見られないものの、毎年度、いじめの認知件数は確認されます。これらに対しては、早期発見や初期対応に努め、的確に対応しています。また、不登校の状態にある児童生徒数も年々微増傾向の状況にあり、不登校の状態の長期化や適応指導教室への通室者が増加する傾向が見られます。
- 一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助するとともに、時代の変化にも対応しながら、発達の段階に応じた生徒指導を進める必要があります。

(2) これからの施策の方向性

- 子ども一人一人が個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高められるよう、児童生徒に自己存在感を与え、共感的な人間関係を育成し、自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助できる生徒指導体制を推進します。
- 児童生徒の発達に即し、好ましい人間関係を育て、生活への適応、自己理解の深化、人格の成長を援助するために、教育相談体制の充実に努めます。
- 他者との支え合いや学び合いの実現、我慢する力や努力する力など自我の成長に必要な耐性の育成、他者とより良く関わる力の体得等のために、その環境を整えます。
- 不登校の状態にある児童生徒の学校生活への段階的な適応を図る体制を整備します。
- 児童生徒の抱える課題や問題行動等への対応を通して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や関係機関と協働し、問題解決のために相互支援をする環境を整えます。
- いじめの問題に対しては、「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、「始良市いじめ防止基本方針」や「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止や適切な初期対応に努めます。

(3) 主な取組

- 生徒指導に関する実践的な研修会を実施し、教職員の生徒指導能力の向上を図ります。
- 生徒指導体制の確立を図るために、学校間や校種間、保護者や関係機関との連携を深めます。
- 児童生徒の悩みへの相談対応や、いじめ・不登校や問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応を図るために、スクールカウンセラーを派遣します。
- 課題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭・学校・地域の関係機関をつなぐとともに、児童生徒の悩みや抱えている課題の解決に向けて支援するために、スクールソーシャルワーカーを派遣します。
- 不登校の状態にある児童生徒の自我の確立及び集団生活への適応力の向上を図り、学校への復帰を支援するために、適応指導教室等での体験活動や相談活動を実施します。
- いじめの問題に対しては、無記名アンケート調査や個別面談等を実施し、児童生徒の状況を把握するとともに、いじめの訴えがあった場合には本人や保護者の心情を最大限に汲み取り、迅速かつ誠意ある初期対応に努めます。
- 各学校においては、「チーム学校」として教職員が情報を共有し、組織的に具体的な対応に努めます。

【具体的施策・事業等】

- 生徒指導主任等研修会
- スクールソーシャルワーカー配置事業
- スクールカウンセラー配置事業
- スクーリングサポート事業
- スクランブルカウンセリング事業

5 人権教育の充実を目指して

(1) 現状と課題

- 人権教育においては、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるようになることが市民一人一人に求められます。
- 人権教育の推進に当たっては、市民一人一人が、あらゆる学習機会を通じて、人権の大切さを認識し、日常生活の様々な場面において実践に結び付け、人権尊重の意識を高めていくことが大切です。
- 人権教育は、全ての教育の基本であり、教育活動全体を通じて児童生徒の発達段階に並び、創意工夫して取り組む必要があります。各学校では、人権教育の視点に立った授業の展開に取り組んでいます。
- 学校教育以外でも、家庭教育学級や成人学級等で人権教育に関する学習機会の提供を行っています。しかしながら、その学習内容が生活に根ざした人権感覚の育成につながっていない現状があります。
- 児童生徒の人権尊重の理解が行動まで結び付かない状況が見られることもあることから、人権教育学習を更に充実させていく必要があります。
- 人権教育における研修会の充実を図るために、様々な人権課題を踏まえた内容の設定や研修形態の工夫などを行う必要があります。

(2) これからの施策の方向性

- 人権感覚の高揚を図るために、学校、家庭、地域等において人権教育の充実を図ります。
- 様々な人権問題について家庭教育学級や成人学級等の学習機会の充実にも努め、人権が市民一人一人の身近な問題であるとの認識を広め、お互いを尊重し合える地域社会づくりを目指します。
- 積極的に学習情報の提供や啓発活動を行い、地域や家庭における人権意識を高めていきます。
- 一人一人の人権が守られ、生き生きと生活することができるようにするために、児童生徒の人権尊重精神の高揚を図ります。
- 教職員の人権意識の高揚と資質向上に努めるとともに、人権教育に関わる多様な指導方法をもって展開する研修に取り組みます。

(3) 主な取組

- 人権課題に対する正しい理解と認識を深める研修会や人権教育の視点に立った授業の展開などを通して、人権教育の充実にも努めます。
- 教科指導や生徒指導等、人権教育の視点に立った学校づくりを進めます。
- 各教科等の指導において、児童生徒一人一人が人権の大切さを実感できるように、学習内容や指導方法の工夫、個に応じた手立て等を充実させます。
- 各人権課題に応じた研修を実施し、教職員の意識の高揚や指導者としての資質の向上に努めます。また、協働・体験型の研修を行うなど研修会の工夫にも努めます。

- 家庭教育学級や成人学級等において、人権課題に関する学習の機会を設定するとともに、その内容の充実に努めます。
- 家庭教育学級や成人学級等においては、主体的・能動的に参加できる学習プログラムの開発や参加体験型学習を導入するなど、学習意欲を高める内容や方法の工夫を図っていきます。
- 社会教育関係団体に対する講演会や研修会など、あらゆる学習機会において、人権教育の啓発を図っていきます。

【具体的施策・事業等】

- 人権教育に係る各種研修会の実施
- 人権教育に係る校内研修会の充実（外部講師の招聘）
- 外部研修会への計画的な派遣



6 体験活動、文化活動の充実を目指して

(1) 現状と課題

- 郷土に誇りと愛着を持ち、将来を担う青少年の健全育成を目的に、「あいら未来特使団事業」、「A I R Aふるさと学寮」、「A I R Aふるさとチャレンジャー」、「ムーミン講座」など様々な体験活動を行っています。
- 子どもたちに生の優れた芸術（音楽・演劇）を鑑賞する機会を提供し、豊かな人間形成に寄与することを目的に芸術鑑賞事業を実施しています。
- 芸術文化活動に親しみ、音楽を愛する心情を培い、心豊かな青少年を育成することを目的に、市立少年少女合唱団を結成しています。
- 子ども会と連携し、縦のつながりや他の学校の子どもたちとの交流を図ることを目的に、スポーツ大会やスケート教室等を実施しています。
- 各学校では、豊かな自然、地域の伝統文化を生かして、総合的な学習の時間等に社会奉仕活動や自然体験活動、勤労生産体験活動等、実態に応じた多様な体験活動を実施しています。
- 各学校では、豊かな心や感動する心などを育成するために、児童生徒の文化活動を推進しています。
- 地域での体験活動にあっては、部活動・スポーツ少年団活動・習い事との両立や子ども会離れなどを起因とする参加者の減少が問題になっています。

(2) これからの施策の方向性

- 地域の豊かな自然や伝統文化を生かした郷土色あふれる体験活動を展開する中で、先導役となる人材の発掘や指導者及び青少年リーダーの養成に努めます。
- 子どもたちがより多くの芸術文化に触れ親しめるよう、文化振興機関との連携を図りながら、青少年芸術鑑賞機会の拡充に努めます。
- 子ども会、ジュニア・リーダークラブ、青年団等、現存の青少年団体活動を積極的に支援するとともに、地域の活性化と連動した活動プログラムの企画立案を図ります。
- 学校における環境教育、情報教育、国際理解教育や消費者教育、福祉教育やボランティア活動等の充実に努めます。
- 始良市の特色を生かした体験活動・文化活動の教育課程への位置付けと、体験活動・文化活動の指導の工夫・改善に努めます。
- 幼稚園、小学校、中学校における体験活動の体系化を進めます。

(3) 主な取組

- 日頃の家庭・学校・地域では体験することのできない、青少年国内外派遣事業の継続的な実施で、将来を担うたくましい青少年のリーダーを養成することを目的にした「あいら未来特使団事業」を実施します。
- 北山野外研修センターを拠点にして、親元を離れての共同宿泊生活や集団登下校を体験し、自立心の涵養や仲間づくりに資することを目的にした「A I R Aふるさと学寮」を実施します。
- 「可能性は無限大！」というテーマのもと、様々な体験を通して、協調性、自主性、積極性を養うとともに、郷土に誇りと愛着を持たせることを目的に「A I R Aふるさとチャレンジャー」を実施します。
- 始良退職校長会と連携し、郷土学習や創作活動、植物採集、史跡めぐりなど、週休日を活用した体験学習の場を提供し、青少年の健全育成に資することを目的に、

「ムーミン講座」を実施します。

- 文化振興機関と連携し、優れた芸術文化（音楽、演劇）を小・中学生に触れさせることを目的にした「市町村による青少年劇場」、「青少年芸術鑑賞事業」、「“始良の芸術にふれる” 加音オーケストラによる小学校訪問演奏会」を実施します。
- 市立少年少女合唱団の運営支援をはじめ、子ども会、ジュニア・リーダークラブ、青年団等社会教育団体への活動補助を行うことにより、地域社会における教育力の向上と地域ぐるみの活動の充実を図ります。
- 各学校において、清掃活動やボランティア活動等の勤労・奉仕的体験、職場体験活動等、多様な体験活動の実施に努めるとともに、幼・小・中における体験活動の体系化を進め、系統性、連続性を重視しながら、体験活動の内容充実を図ります。
- 総合的な学習の時間を活用して、外部講師の招聘や様々な体験活動を実施することで、学校教育活動の充実を図ります。
- 市小・中学校合同音楽会や図画作品コンクール、作文コンクール等、教科学習と関連した活動の充実を図ります。
- 学校行事等において、地域の伝統行事への参加や鑑賞の機会の促進を図ります。

【具体的施策・事業等】

- 青少年健全育成事業の充実
 - ・ あいら未来特使団事業
 - ・ A I R A ふるさと学寮
 - ・ 青少年芸術鑑賞事業
 - ・ 市立少年少女合唱団
 - ・ “始良の芸術にふれる” 加音オーケストラによる小学校訪問演奏会
- 総合的な学習の時間の研究
 - ・ A I R A ふるさとチャレンジャー
 - ・ ムーミン講座
 - ・ 市町村による青少年劇場



ムーミン講座



“始良の芸術にふれる”
加音オーケストラによる小学校訪問演奏会

7 読書活動の充実を目指して

(1) 現状と課題

- 読書活動は、児童生徒の豊かな感性をはぐくむとともに知識や言語力を豊富にし創造性を育成する上で、大切な教育活動です。また、生涯学習時代において新たな技術や知識・教養の習得のため、情報化時代に対応した図書館の整備充実を図り、市民の読書環境を整えていくことが大切です。
- 鹿児島県において、平成26年1月に「第3次鹿児島県子ども読書活動推進計画」が策定され、読書活動を推進しており、本市においても学校や図書館等が取り組む、児童生徒の読書に触れる機会が多くなっています。
- 各学校における児童生徒の1か月の読書量は、全国平均を上回っていますが、学年が進むに従って個人差が顕著になります。
- ブックスタートや出前読み聞かせ講座など、乳幼児期から本に触れ合う機会を設け、家庭や地域における読書活動の充実を図る環境を整備しています。
- だれでも、どこでも情報を共有できる時代となり、図書資料や視聴覚資料、電子資料等の情報媒体も含め、時代の変化に対応させることが求められています。

(2) これからの施策の方向性

- 「始良市子ども読書活動推進計画*」に基づき、子どもの読書活動を総合的・体系的に進めていきます。
- 読書活動の充実を図るために、学校・家庭・地域・事業所が連携し、市全体での取組を推進します。
- 図書館や椋鳩十文学記念館等の読書に親しむ施設と学校との協働体制を整え、児童生徒が読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実を図ります。
- 学校図書館と公立図書館との連携を深め、読書環境の整備に努めます。

(3) 主な取組

- 読書活動推進に向けて啓発活動を行い、児童生徒の読書活動推進に努めます。
- 読書意欲を高めるために、個に応じた手立ての工夫や学校図書館の環境の充実に努めます。
- 市立図書館や椋鳩十文学記念館との協働体制により、学校における読書指導の支援及び読み聞かせ、親子読書ボランティア等の人材育成及び団体活動の支援を行います。
- 学校図書館協議会など関係団体との連携を図り、組織的な図書館整備と読書指導の充実に努めます。

【具体的施策・事業等】

- | | |
|-----------------------------|------------|
| ○ 椋鳩十読書感想文コンクール | ○ 親子読書会の支援 |
| ○ 読書量調査 | ○ ブックスタート |
| ○ 出前読み聞かせ | ○ 夏休み図書館講座 |
| ○ 図書館見学などの事業（職場体験学習、司書体験学習） | |

8 食育の推進を目指して

(1) 現状と課題

- 近年、子どもたちに偏った栄養摂取、朝食欠食や孤食等の食生活の乱れや肥満傾向の増加などが見られ、食生活の乱れが心身の健全な発達を阻害していることが懸念されています。
- 本市の児童生徒においては、箸の使い方や食事のマナー等がきちんと身に付いているとは言えない状況があります。また、各学校の調査によると朝食を食べない子どもが依然として見られます。
- 毎年1月に実施している「鹿児島をまるごと味わう学校給食週間*」において、全小・中学校で、地元の食材を活用する学校給食を実施しています。
- 全小・中学校で栄養教諭等が「食に関する指導」を実施しています。
- 学校給食からも発生するといわれている食品ロスの削減に向けた取組を推進し、食品ロス削減に向けた環境整備や個人の意識向上を図っていくことが必要です。

(2) これからの施策の方向性

- 学校給食を活用した食に関する指導の充実を図るとともに、学校全体で組織的に食育の推進に取り組みます。
- 子どもの望ましい食習慣の形成や食に関する理解を深めるため、栄養教諭を中心として、学校給食や献立内容の充実を促進するとともに、食物アレルギー等への対応や指導を推進します。
- 学校における食育を効果的に推進するために、学校、家庭、地域の連携を促進するとともに、幼稚園、小学校、中学校相互の関連を図り一貫した指導を推進します。
- 学校給食から発生する食品ロスの現状を把握するとともに、栄養教諭を中心として食品ロス削減に向けた取組を推進します。
- 市学校保健会と連携し、アレルギー対策の全般的取組に努めます。

(3) 主な取組

- 学校における食育については、食に関する指導の全体計画や年間指導計画を作成し、学校教育活動全体を通した「食に関する指導」を推進します。
- 栄養教諭が中心となって、学校給食を活用しながら、朝食を含めた食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化などの理解に努めます。
- 学校給食において、安心・安全な食材の使用や地場産の積極的な活用を推進するために、関係機関と連携を図ります。
- 家庭における食育を充実するために、学校で児童生徒の食生活等に関する実態調査を行い、それらの情報を家庭へ提供し啓発に努めます。また、PTAや家庭教育学級等で食育や食品ロス削減の意識向上の推進に努めます。

【具体的施策・事業等】

- 体すこやか食育推進プラン
 - ・アレルギー対応、緊急マニュアル等の改善
- 栄養教諭等の資質向上
 - ・教科等部会給食部会・衛生管理研修会
 - ・給食調理員スキルアップ研修会
- 学校と家庭や地域社会との連携促進
 - （「早寝・早起き・朝ごはん」運動、情報提供、交流給食、食品ロス削減に取り組む団体等による出前講座の活用等）

9 体力・運動能力の向上を目指して

(1) 現状と課題

- 社会環境や生活習慣が大きく変化し、日常生活において体を動かす機会が減少していることから、子どもの基礎的な体力や運動能力はピーク時（昭和60年）に比べ依然として低下傾向にあります。また、積極的に運動する子どもとそうでない子どもとの二極化が見られます。
- 本市の児童生徒の体力は、国・県に比べやや劣っており、特に、長座体前屈や反復横跳びなどの柔軟性や敏しょう性の落ち込みが見られます。
- 学習指導要領では、「体づくり運動*」の一層の充実を図るとともに、学習したことを家庭などで生かすことができるようにするなど、児童生徒の体力向上が重視されています。また、中学校での武道等の必修化が盛り込まれております。
- 平成23年に制定されたスポーツ基本法において、学校における体育の充実が明文化されております。

(2) これからの施策の方向性

- 小・中学校の学習指導要領体育科・保健体育科改訂の趣旨を踏まえ、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育成し、体力の向上を図ります。また、武道等の必修化に伴う教育活動が円滑に実施されるよう、関係機関と連携を図りながら取組を充実します。
- 体力テストなどの結果を活用することにより、児童生徒の体力・運動能力向上を図ります。
- 児童生徒、保護者等へ体力の重要性を理解させるとともに、体力向上に関する意識の高揚を図ります。

(3) 主な取組

- 運動に興味・関心を持ち、意欲的に運動に取り組む児童生徒を育成するために、体力向上研究校の指定や体育主任研修会、体育実技研修会を開催し、体育指導法の研究などを通して教職員の資質向上を図ります。
- 「一校一運動」の実践や外遊びの奨励、「体力アップ！チャレンジかごしま*」への参加促進など児童生徒が運動する機会を増やす取組を推進します。
- 各学校で体力テストの結果を分析し、体力向上についての全体計画の作成等を通して、体力向上の取組を推進します。
- 児童生徒の体力などの結果を公表し、児童生徒や保護者等の体力向上に関する意識の高揚を図ります。
- スポーツ少年団等への加入を促進し、学校・家庭・地域が連携した体力づくりの取組を推進します。

【具体的施策・事業等】

- 教職員の資質向上
 - ・ 体力向上研究協力校の指定
 - ・ 体育主任研修会、体育実技研修会の開催
 - ・ 水泳記録会、陸上記録会の開催
- 体力・気力アップ始良っ子育成プラン
 - ・ 体力テストの実施
 - ・ 体力向上リーフレットの作成
 - ・ 体力向上強調期間の設定
 - ・ 一校一運動の推進及び外遊びの奨励
 - ・ 「体力アップ！チャレンジかごしま」への参加促進
 - ・ スポーツ少年団等への加入促進

10 健康教育の充実を目指して

(1) 現状と課題

- 学校保健安全法では、①養護教諭を中心として関係教職員等と連携した組織的な保健指導を行うこと、②地域の医療機関等と連携を図りながら健康相談・保健指導を行うこと、③学校の環境衛生水準を確保することが重要視されています。
- 学校保健安全法に基づく健康診断等を実施し、児童生徒及び教職員の健康管理と保健指導を行っていますが、生活習慣の乱れ、感染症、アレルギー疾患の増加等、健康に関する課題が多様化しており、現状に則した指導の充実が必要です。
- 児童生徒が生涯にわたって健康的なライフスタイルを確立できるよう、健康保持に必要な知識、能力等を身に付けるための健康教育の充実が必要です。
- 多様化する児童生徒の健康課題の解決には、社会全体で取り組むことが必要であり、学校・家庭・地域・関係機関等との連携が必要です。

(2) これからの施策の方向性

- 各学校においては学校保健計画を作成し、具体的な計画に基づき、保健教育や保健管理、学校保健委員会等の組織活動の充実に努めます。
- 様々な児童生徒の健康課題（歯・口の健康、食生活、感染症、アレルギー疾患等）に対応するために、学校においては教職員が一体となって学校保健を推進する組織体制を整え、学校保健会や医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所等との連携に努めます。
- 児童生徒の心身の状況を把握するために、養護教諭と学級担任等が連携した健康相談や健康状態の日常的な観察（健康観察）に努めます。
- 市学校保健会と連携した学校保健の充実に努めます。

(3) 主な取組

- 医師会及び関係機関等と連携し、児童生徒及び教職員を対象とした健康診断等を実施し、健康教育を推進します。また、小学校入学予定の幼児を対象とした就学時健康診断を実施し、健康上の課題や健康管理について保護者の認識と関心を深めます。
- 現代的な健康課題に対応するために、学校医や関係機関等と連携を図り「命のふれあい教室」、「薬物乱用防止教室」等を実施し、児童生徒の健康教育の充実に努めます。
- 学校における健康の問題を研究協議し、健康づくりを推進する学校保健委員会を計画的かつ積極的に開催し、健康課題の解決に努めます。
- 救急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動等の各種研修会を開催し、養護教諭等の資質向上に取り組みます。

【具体的施策・事業等】

- 学校健診事業
- 就学時健康診断事業
- 関係機関等との連携
 - ・ 命のふれあい教室
 - ・ 薬物乱用防止教室
- 養護教諭等の資質向上並びに学校保健の充実
 - ・ 教科等部会養護教諭研修会
 - ・ 学校保健会
 - ・ 学校保健委員会

4章－I 計画期間の取組構造図

基本方針	重点施策・目標	H29	H30	H31	H32	H33
① 家庭教育の充実 ～家庭は教育の出発点～	◇学力向上アクションプラン推進事業 ◇家庭学習の手引きの作成・活用 ◇市教育実践発表会	→◎→ →◎→ →□→	→□→ →□→ →□→	→□→ →□→ →□→	→□→ →□→ →□→	→□→ →□→ →□→
② 幼児教育の充実 ～人格形成の基礎～	◇幼・保・小連携研修会の開催 ◇幼稚園長研修会の開催	→◎→ →◎→	→◎→ →◎→	→◎→ →□→	→◎→ →◎→	→◎→ →◎→
③ 道徳教育の充実 ～協働による 道徳性の育成～	◇モラリティ・ インプループメント推進事業	→□→	→□→	→□→	→□→	→◎→
④ 生徒指導の充実 ～自己指導能力の育成～	◇スクールカウンセラー配置事業 ◇スクール・ソーシャル・ワーカー配置事業 ◇スクーリングサポート推進事業	→□→ →□→ →□→	→□→ →□→ →□→	→□→ →□→ →□→	→□→ →□→ →□→	→□→ →□→ →□→
⑤ 人権教育の充実 ～人権意識の高揚～	◇校内研修会の充実 ◇人権教育研修会の開催	→□→ →◎→	→◎→ →◎→	→◎→ →□→	→□→ →◎→	→◎→ →◎→
⑥ 体験活動、 文化活動の充実 ～豊かな心、感動する 心の育成～	◇研究指定校事業 ◇あいら未来特使団事業の実施 ◇青少年芸術鑑賞事業の実施	→◎→ →◎→ →□→	→◎→ →□→ →□→	→◎→ →◎→ →□→	→◎→ →□→ →□→	→◎→ →◎→ →□→
⑦ 読書活動の充実 ～広げます、読書の輪～	◇棕鳩十読書感想文コンクール ◇親子読書会の育成 ◇読書量実態調査	→□→ →□→ →□→	→□→ →□→ →□→	→□→ →□→ →□→	→□→ →□→ →□→	→□→ →□→ →□→
⑧ 食育の推進 ～食は生きる力の糧～	◇体健やか食育推進事業の充実 ◇学校給食関係者の研修会の開催	→□→ →□→	→□→ →□→	→□→ →□→	→□→ →□→	→□→ →□→
⑨ 体力・運動能力の向上 ～体力は活動の源～	◇体力テスト：県・国平均クリア ◇体力向上研究公開 ◇体育主任研修会、体育実技研修会の開催 ◇体力アップ！チャレンジかごしまトップ10	→□→ →□→ →□→ →□→	→□→ →◎→ →□→ →□→	→□→ →□→ →□→ →□→	→◎→ →◎→ →□→ →□→	→□→ →□→ →□→ →□→
⑩ 健康教育の充実 ～命の輝きはぐくむ 健康教育～	◇就学時健康診断事業 ◇学校健診事業 ◇養護教諭等の資質向上 ◇学校保健会の充実	→□→ →□→ →□→ →□→	→□→ →□→ →□→ →◎→	→□→ →□→ →□→ →□→	→□→ →□→ →□→ →◎→	→□→ →□→ →□→ →□→

◎大目標・・・重点目標を達成する年度

○小目標・・・重点目標に至る段階的な年度

□継続・・・充実、改善を図りながら取り組む年度

Ⅱ 能力を伸ばし、社会で自立する力をはぐくむ教育の推進

1 確かな学力の定着を目指して

(1) 現状と課題

- 学力向上アクションプラン推進会議を開催し、中学校区ごとに小・中連携を通じた学力向上の共通した取組を推進しています。
- 小・中学校においては、「確かな学力」の定着を目指し、授業の充実、個に応じた指導の充実、家庭学習の充実への取組を推進しています。
- 県「基礎・基本」定着度調査では、各教科概ね県の平均を上回っています。
- 小・中学校において、市の共通実践事項である「学習の構えの確立」「学習環境の整備」「家庭学習の習慣化」に意欲的に取り組んでいます。
- 学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てていく市全体のシステムを構築していくことが今後の課題です。

(2) これからの施策の方向性

- 一人一人の児童生徒の確かな学力の定着のために、「質の高い完結する授業」の実現を目指します。
- 全ての教科で言語活動の充実を図り、国語力の向上を図るとともに、思考力・判断力・表現力の育成を目指します。
- 中学校区ごとの小・中連携による教育の在り方を研究しながら、学校・家庭・地域が一体となった学力向上等の取組を推進します。
- 学力向上を支える家庭の教育力向上を図るために、小・中連携による「始良市家庭学習の手引き」の作成・活用を進めます。
- 市内全ての小・中学校の学力の実態を把握し、本市の学力の課題に応じた学力向上策を計画的・組織的に推進していきます。

(3) 主な取組

- 「質の高い完結する授業」の実現のために、教職員の指導力向上を図ります。
- 中学校区ごとの5ブロックによる学力向上アクションプランに基づき、授業の充実、教職員の指導力向上、家庭の教育力、地域の教育力を活用した取組の充実を通して、学力向上を図ります。
- 中学校区ごとに小・中学校共通の「家庭学習の手引き」を作成します。
- 各教科の指導力向上を目指した研修会の充実を図ります。
- 研究公開・教育講演会等による教科指導の理論と実践の研究を進めます。
- 教師の指導力向上を目指した長期休業期間中の指導力向上セミナー・研修会を実施します。

【具体的施策・事業等】

- 学力向上アクションプラン推進事業
- 研究公開及び教育講演会
- 教科等部会における研究
- 指導力向上セミナー

2 理数・外国語教育の充実を目指して

(1) 現状と課題

【理数教育】

- 理数教育は、学習指導要領における重点課題であり、本市においても県「基礎・基本定着度調査」等から定着を図るべき学力向上の課題の一つとなっています。
- 理数教育においては、市教育委員会主催の指導法研修会、市教科等部会理科部会・算数部会による自主的な研修会により指導法に関する研修を深めています。
- 本市の児童生徒の実態から、定着が十分に図られていない例が多く見られ、学力の定着に向けた支援については、これまで以上に取り組んでいく必要があります。
- スーパーサイエンス総合推進事業を推進し、理科好きな子供の育成や理科指導法に係る教職員の資質向上に努めています。

【外国語教育】

- 小学校への英語活動協力員（AEA*）の派遣や小・中学校への外国語指導助手（ALT*）の派遣を通して、外国語教育の充実に資する施策を展開しています。
- 小学校の外国語活動の全面実施により、小学校教員に対する外国語活動指導法の研修が求められています。
- 小学校から中学校へとスムーズに接続するために、小・中学校教員が互いに交流の機会を増やし、協力しながら、児童生徒のコミュニケーション能力を育成していく必要があります。

(2) これからの施策の方向性

【共通】

- 学習指導要領の趣旨を十分に活かした学習指導の充実のために、教職員の研修の機会を設け、授業力向上が一層図られるよう研修体制を整えます。

【理数教育】

- 授業において、子どもが自ら問題を見だし、見通しをもった観察・実験などを通して問題解決の能力を育て、自然環境や生命を尊重する態度や科学的に探求する態度の育成に努めます。
- 事後指導において、担任が子ども一人一人の学力の実態に応じた指導を効果的に行うための指導体制の充実に努めます。
- サイエンスに親しむ場を設定し、確かな知識、広い見識を持てるように努めます。

【外国語教育】

- 小学校外国語活動や外国語科及び中学校英語科のモデルとなる英語教育推進校を指定し、小・中学校外国語教育の在り方等について研修の機会を提供し、その成果を市内の全小・中学校へ広げていきます。
- 外国語活動における指導の質を高めたいという教職員のニーズに対応するために、大学で開催される研修会への参加を積極的に支援します。
- 自分と異なる生き方や考え方を理解するとともに、相互に認め合い、尊重し合いながら生きていく力を養います。
- 小学校外国語活動や外国語科及び中学校英語科だけでなく、各教科、領域等を通じて、コミュニケーション能力を育んでいきます。

- 大学関係者を本市外国語教育のアドバイザーとして委嘱し、「小学校段階から中学校段階への外国語教育の在り方」について指導充実を図ります。

(3) 主な取組

【理数教育】

- 「理科指導法研修会」、「算数・数学指導法研修会」、「外国語活動指導法研修会」を開催し、質の高い研修を行い、教職員の資質向上を図るとともに、学校間や校種間の連携を図り、小・中学校が一体となった学習指導体制の確立を図ります。
- 理数教育について、専門性の高い指導員（理数定着支援員）を重点的に複数の小学校に派遣し、学習内容の定着が不十分な指導内容や児童の実態についての分析を行い、担任の学習指導の支援を図り、学力の向上に努めます。
- スーパーサイエンス総合推進事業において、「サイエンスリーダー養成講座（東京科学施設視察を含む）」「サイエンスあいらんど」「理科実験指導法研修会」を開催するなど、サイエンスに親しむ場を設定し青少年期にある子供たちのサイエンスに係る関心を高めるように努めます。

【外国語教育】

- 市内中学校とその校区内の小学校を英語教育推進校に指定し、小学校外国語活動や外国語科及び中学校英語科のモデルを示していきます。
- 大学と連携し、本市の進める外国語教育の在り方への助言を受けるとともに、研修会へ積極的に参加できる体制を整えます。

【具体的施策・事業等】

- 理数・外国語教育推進事業
- 理科指導法研修会
- スーパーサイエンス総合推進事業
- 算数・数学指導法研修会
- 外国語活動指導法研修会
- 外国語教育研究推進校指定
- 大学等のセミナーへの参加
- 外国語教育アドバイザー委嘱



中学校英語の授業



市算数・数学指導法研修会

3 特別支援教育の充実を目指して

(1) 現状と課題

- 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、実態把握や支援を組織的に行い、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進を図っています。
- 全ての公立幼稚園、小・中学校で特別支援教育コーディネーター*が指名され、校内委員会を開催し、特別な支援が必要である幼児児童生徒の実態把握に努め、全校態勢で支援を進めています。
- 市就学相談会で、発達に課題のある幼児児童生徒や、障がいのある幼児児童生徒の把握や就学についての適切な指導、保護者との教育相談を行っています。
- 特別な支援を必要とする児童生徒の実態を踏まえ、必要に応じて特別支援教育支援員*を配置し、支援の充実を図っています。
- 市特別支援連携協議会*を設立し、関係機関との連携の下、一人一人の障がいに応じた適切な支援を行う体制を整えています。
- 校種間で連携した「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」に基づく指導の更なる充実が求められています。

(2) これからの施策の方向性

- 平成23年に改正された障害者基本法、学校教育法の一部改正（平成25年）や障害者差別解消法制定（平成26年度）等を踏まえ、障がいのある幼児児童生徒が、障がいのない幼児児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容・方法の充実を図ります。
- 障がいのある幼児児童生徒の将来の自立に向けて、適切な就学指導の充実を図るとともに、学校での指導・支援体制の確立や教職員の資質の向上に努めます。
- 家庭や地域、関係機関との連携を深め、特別支援教育に関しての理解促進を社会全体で進められるように努めます。
- 就学前、就学中、卒業後などの各ライフステージにおいて、特別な教育的支援を要する幼児児童生徒への支援を充実させるために、幼稚園・保育所（園）、小学校、中学校の連携を密にします。

(3) 主な取組

- 特別な支援が必要な幼児児童生徒の早期発見や、学校での支援・指導体制を確立させるために、教育相談の充実や就学相談会の実施に努めます。
- 各学校において、特別な支援が必要な幼児児童生徒の「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」を作成し、個に応じた教育に努めます。
- 移行支援シート*等を活用することで、幼保小中の連携の充実に努めます。
- 特別支援教育学級担任や特別支援教育コーディネーター等を対象にした実践的な研修会の実施に努めます。
- 特別支援連携協議会において、幼児児童生徒の自立に向けた支援体制の充実に努めます。
- 各学校の児童生徒の実態に応じて、特別支援教育支援員の配置を推進します。

【具体的施策・事業等】

- | | |
|-----------------|----------------|
| ○ 特別支援教育支援員配置事業 | ○ 特別支援連携協議会 |
| ○ 就学相談会 | ○ 市教育支援員会 |
| ○ 特別支援教育担当者研修会 | ○ 特別支援教育支援員研修会 |

4 キャリア教育の充実を目指して

(1) 現状と課題

- キャリア教育は、生き方に関わる教育であり、児童生徒が様々な体験を通して、多くの人とふれあい、生き方について考えるようにすることが大切です。
- 全ての小・中学校において「キャリア教育」が位置付けられ、指導が進められています。
- 小学校においては、キャリア教育に関する全職員の理解、学年・学校全体で取り組む組織・体制づくりが必要です。
- 中学校においては、各教科との関連に加え、3年間を見通した体系的な取組が必要です。

(2) これからの施策の方向性

- 現在、キャリア教育で求められる自立するために必要な基盤となる能力（基礎的・汎用的能力）の育成に努めます。
- 学習指導要領の趣旨を踏まえたキャリア教育の推進のために、教職員の資質向上を図る研修体制を整えます。
- 職場体験等の体験活動が、各教科との関連を図った系統的な取組となるよう、キャリア教育の指導計画の改善を図ります。
- キャリア教育を推進する上で、児童生徒が体験できる機会・場を得られるよう、家庭・地域・事業所の連携・協力体制を構築します。

(3) 主な取組

- キャリア教育部会の充実を図り、自立するために必要な基盤となる能力（基礎的・汎用的能力）をはぐくむキャリア教育に関する教職員の理解を深めるとともに、学校間や校種間の連携を図り、小・中学校が一体となったキャリア教育推進体制の確立を図ります。
- キャリア教育推進協議会を開催し、市関係部局や経済団体と学校がキャリア教育について協議を深める場を設け、地域からの連携・協力体制の確立を図ります。
- 家庭や地域に対する普及啓発活動の一環として、「キャリア教育リーフレット」を作成し、配布します。

【具体的施策・事業等】

- キャリア教育推進協議会
- キャリア教育リーフレットの作成・配布
- あいらキャリアサポートバンクの作成・活用



職場体験学習実施中の登り旗

5 郷土教育の充実を目指して

(1) 現状と課題

- 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う郷土教育の推進が必要です。
- 始良市には、関ヶ原の戦いにおける「島津の退き口」で徳川家康にも一目置かれた勇猛な武将である島津義弘公の史跡、国指定文化財で大河ドラマ「龍馬伝」のロケ地になった龍門司坂、国登録有形文化財の山田の凱旋門、児童文学者椋鳩十の文学記念館、日本一の巨樹で知られる蒲生の大クス、日本の滝百選に選ばれた龍門滝などがあり、豊かな自然と歴史、文化を併せ持つ教育資源に恵まれた地域で、それらを活用した郷土教育の推進が大切です。
- 各学校では、各教科等において、郷土の伝統的芸能の継承活動や地域で学ぶ職場体験学習、郷土の自然や歴史の学習に取り組んでいます。
- 地域の後継者育成などの課題により、伝統芸能の継承が難しくなってきています。

(2) これからの施策の方向性

- 各学校において、郷土芸能や伝統産業を体験する活動、先人の業績や生き方について学ぶ活動の充実を図り、始良市の歴史と文化のよさを継承し、魅力を伝える人材の育成に努めます。
- 児童生徒の郷土に対する関心を高めるために、地域にある歴史民俗資料館等の施設の利用促進を図ります。
- 始良市に誇りを持ち、未来を切り拓く子どもたちを育てるために、教職員が本市の文化・歴史・伝統等への理解を深め、教育実践に生かせるよう、体験的な研修の場を設け、郷土教育に関する資質の向上に努めます。
- 地域の伝統文化の継承について、地域の方々や関係機関と連携を図り、継承できる環境づくりに努めます。

(3) 主な取組

- 各学校において、各科等の授業を通して、郷土の歴史や伝統、文化等について理解を深めます。
- 各学校において、学校行事や授業等で、地域や関係機関と連携を図り、地域人材の活用を通して、特色ある郷土教育の取組の充実を図ります。
- 地域にある歴史民俗資料館や椋鳩十文学記念館等の施設の利用促進を図ります。
- 各学校において、郷土の伝統芸能について理解を深めた上で、学校行事や授業等で実際に体験し、伝統を継承できるように努めます。

【具体的施策・事業等】

- 地域に根差した魅力ある学校づくりの推進
- 総合的な学習の時間を活用した郷土教育の推進
- S S V C 事業活用による郷土教育の推進
- 教職員対象のフィールドワーク等の実施

6 情報教育の充実を目指して

(1) 現状と課題

- 社会の急速な情報化・国際化の進展に対応する人材をはぐくむために、児童生徒の情報活用能力（情報リテラシー）の育成をはじめ、情報モラルの育成、情報安全教育の充実等が、今後ますます求められています。
- 本市においては、平成23度中に、全小・中学校のパソコン室へのパソコンの整備は完了しており、各小・中学校において、情報教育の推進が図られる環境が整っています。
- 整備したＩＣＴ機器やネットワークを効果的に活用し、「分かる授業」の実践や児童生徒の情報活用能力の育成を進めています。
- 情報教育の充実により児童生徒の機器の活用能力及びネットワーク操作の知識・技能の育成を更に推進していく必要があります。
- インターネット社会においては、人権問題をはじめとする様々な問題を未然に防止するためにも、情報を発信・受容する個人の情報モラルの指導の充実が必要となってきます。
また、今後ますます進む情報化に向けて、情報格差を生まないためにも、小・中学校において情報教育の一層の充実を図っていく必要があります。

(2) これからの施策の方向性

- 今後も、各小・中学校のＩＣＴ機器やネットワークの整備を年次的に進め、児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。
- 時代を超えて普遍的に求められる「プログラミング的思考*」を育むプログラミング教育*を推進します。
- 各小・中学校におけるＩＣＴ環境の整備及び維持管理を進めながら、児童生徒の情報教育の推進、ＩＣＴを活用した分かりやすい授業の展開、校務の情報化の推進など、「教育の情報化」を推進します。

(3) 主な取組

- 今後の社会のＩＣＴ機器やネットワーク機器の発達状況を見ながら、計画的にＩＣＴ環境整備を進めます。
- 各小・中学校において、充実した情報教育（情報活用能力の育成、情報モラル教育の充実、プログラミング教育等）が進められるよう、研修会等を実施し教職員の指導技術の向上を図ります。
- 情報モラル教育については、外部講師の活用や教材の充実等に努め、児童生徒や保護者への指導・啓発を推進します。

【具体的施策・諸事業】

- 小・中学校へのＩＣＴ機器・ネットワーク整備事業
- 指導力向上セミナーにおける「ＩＣＴ教育」に関する研修



7 環境教育の充実を目指して

(1) 現状と課題

- 環境や環境問題に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全に参加する態度と環境問題解決のための能力の育成を推進しています。
- 全ての学校で、環境教育を教育課程に位置付け、各教科及び総合的な学習の時間等、教育活動全体を通して環境教育を推進しています。
- 全ての学校で節電等、省エネルギーの取組を進め、日常的な環境教育推進への意識化を図っています。
- 環境に対する負荷の少ない循環型社会の形成を目指し、3R*（リデュース、リユース、リサイクル）等の学習を深める必要があります。
- 中学校全校に太陽光発電装置を設置するとともに、全ての小・中学校で「緑のカーテン」等、学校の施設を活用した環境教育を推進しています。

(2) これからの施策の方向性

- 学校においては、環境に対する豊かな感受性や環境に関する見方や考え方、環境保全のための実践力の育成を目指し、教育活動全体を通じた横断的、総合的な環境教育を推進します。
- 太陽光発電装置や緑のカーテン等、学校の施設を活用した環境教育を推進します。
- 本市の豊かで美しい自然環境、社会環境に触れることで、本市の環境のすばらしさに気付くとともに、それらを引き継ごうとする教育を推進します。
- 省資源・省エネルギーやCO₂の削減等について理解を深め、学校や家庭での取組を推進します。
- 児童生徒一人一人が人間と環境の関わりについて理解を深め、環境を大切にすることをもちととも、環境保全に向けた教育の充実を図ります。

(3) 主な取組

- 学校において、生活科や理科等の授業や、自然の中の自発的な遊びや体験を通して、環境に対する豊かな感受性や環境に関する見方や考え方の育成に努めます。
- 総合的な学習の時間において、リサイクル活動・地域の環境保全活動の推進、さらに「龍門滝」や「蒲生の大クス」、「重富海岸の干潟」等の自然環境の素晴らしさ、その歴史や取り巻く環境の理解の深化に努めます。
- 学校において、3Rを進め、環境保全及び持続可能な循環型社会実現のための実践力の育成に努めます。
- 太陽光発電装置、緑のカーテン等を活用した環境学習など、身近な生活と密着した環境教育を推進します。
- 地域や関係機関と連携をしながら、環境教育を積極的に推進します。

【具体的施策・事業等】

- 横断的・総合的な環境教育の推進
- 太陽光発電装置、緑のカーテン等を活用した環境学習
- 家庭や地域と連携した環境保全活動

8 社会貢献・奉仕の精神をはぐくむ教育の充実を目指して

(1) 現状と課題

- 共生・協働の社会を実現するためには、市民一人一人が社会貢献や奉仕の精神で様々な活動に取り組むことが求められています。
- 児童生徒が、乳幼児や高齢者及び介護を必要とする人の気持ちにふれたり、生活上の困難さを疑似体験したりして、福祉や介護への関心を高め、よりよい生き方を目指していくことが重要です。
- 今後一層の高齢化が進行する中で、一人一人の児童生徒に対して福祉や介護に関する問題意識を身に付けさせる取組を進めていくことが必要です。
- 各学校では、総合的な学習の時間等で、福祉施設の訪問活動や介護体験等を実施し、福祉に関する教育・ボランティア活動を推進しています。
- 発達の段階に即した社会貢献・奉仕の精神をはぐくむ教育を推進する観点から、学校の教育活動の充実を図っていく必要があります。
- 地域の方々が、幼児児童生徒の安全を守るために交通安全指導を行うなど、社会貢献の活動に取り組んでいます。

(2) これからの施策の方向性

- 児童生徒の発達の段階を踏まえ、「思いやりの心」「奉仕の心」「助け合いの心」等、社会貢献・奉仕の精神をはぐくむ教育の充実に努めます。
- 豊かな心をはぐくむ視点から、道徳教育と体験活動とを関連付けながら、福祉に関する教育・ボランティア活動の充実について、発達の段階に即した指導計画の作成が必要です。
- 関係機関等との連携を深め、福祉やボランティアに関する体験的な学習活動の充実に努めます。
- 職場体験等を通して、福祉の現場で体験的に学ぶ環境づくりを進めます。

(3) 主な取組

- 児童生徒の発達の段階に応じ、幼児・高齢者・障がい者に対する思いやりの心などを醸成するための指導計画や教職員の指導力の向上に努めます。
- 関係団体や地域の福祉施設等との連携により、福祉に関する体験活動の充実を図ります。
- 福祉に係る職場での職場体験学習を推進する環境を整えます。
- 災害に係る被災地支援活動などについて、各学校における取組を推進します。

【具体的施策・事業等】

- 発達の段階に応じた福祉に関する教育・ボランティア活動の推進
- キャリア教育推進協議会による福祉・介護関連の職場紹介
- 体験活動の体系化

9 国際理解教育の充実を目指して

(1) 現状と課題

- 社会や経済のグローバル化の急速な進展に伴い、異なる文化との共存や国際社会における協力体制の必要性、日本人としての自覚を持ちながら、主体的にものごとを考え、積極的にコミュニケーションを図っていける資質を有し、国際社会で活躍できる人材の育成が必要とされています。
- 国際化に対応する教育を進める上で、「異なる文化をもった人々とともに生きていく資質や能力の育成」、「日本人として、また、個人としての自己の確立」、「外国語能力の基礎や表現力等のコミュニケーション能力の育成」の3点が重要です。
- 各学校では、各教科、総合的な学習の時間等で国際理解教育を推進しています。また、小学校段階から異文化に触れる体験を通して、コミュニケーション能力の素地の育成を図っています。
- 全小学校に英語活動協力員（AEA）を派遣し、外国語活動の授業の充実を図るとともに、全小・中学校に外国語指導助手を派遣し、国際感覚の涵養を図っています。
- 公民館講座で英会話教室を開設するなど、外国語にふれ、国際理解に結びつく場を提供するとともに、公立図書館において、国際理解教育に関わるコーナーを設置するなど、情報提供に努めています。
- 平成32年度から小学校3・4年生に外国語活動が、5・6年生に外国語科がスタートすることに伴い、小学校教諭の英語力向上のための研修の機会を設けます。

(2) これからの施策の方向性

- 自国文化及び異文化に対する理解を深め、お互いが認め合い、尊重しながら生きていく力を育てます。また、外国の人、歴史、文化、言語等に関心をもち、それらに積極的に関わっていこうとする態度を養います。
- 外国語活動及び英語科だけでなく、各教科、領域等を通じて、相手の思いや考えを聞き、自分の思いや考えを伝える双方向のコミュニケーション能力を育成します。
- 英会話教室などの公民館講座や図書館等での外国文化の情報提供など、国際理解を深める環境づくりを更に進めます。
- 本市指導主事やALTなどを活用し、小学校教諭に対し、実践的英語教育を実施します。

(3) 主な取組

- 今後の国際化社会の進展に対応できるよう、自国文化及び異文化に対する興味・関心を深め、積極的にコミュニケーションを図る児童生徒を育成する国際理解教育を推進します。
- 必要に応じて青年海外協力隊や海外からの留学生を受け入れる外部機関等と連携し、国際理解教育を支援します。
- 小学校外国語活動や外国語科及び中学校英語科の指導技術の向上を図るために、教職員対象の研修会や講演会を充実させるとともに、外国語教育推進校指定により中学校英語科への円滑な接続の在り方の実践研究を進め、その成果を還元します。
- 子どもたちの異文化理解を深めさせるために、小学校への英語活動協力員（AEA）の派遣や小・中学校への外国語指導助手（ALT）の派遣を行います。
- 国際理解や国際交流を深める機会や場の提供等、環境づくりを進めていきます。

【具体的施策・事業等】

- 国際交流教育の推進（講師招聘、交流会の開催、国際メールの実践 等）
- 小学校外国語活動研究推進校、中学校英語科研究推進校の指定・研究推進
- 国際理解に関わる情報提供（図書館等）

10 消費者教育の充実を目指して

(1) 現状と課題

- 経済の発達や時代の変化に伴い多種多様な産業が出現し、産業構造が複雑化する中で、児童生徒の周囲には購買意欲を引き起こす多くの物があふれ、必要以上の物品の購入により無駄な消費をしている状況も少なからずあることが予想されます。
- 消費生活を取り巻く状況や児童生徒の発達の段階を踏まえ、消費生活についての基礎的な知識や基本的な考え方を習得させることによって、資源や環境に配慮し、消費者として適切に意思決定する能力や、責任を持って行動できる能力を育成することが求められます。
- 学校では、学習指導要領に基づき、物やお金を大切にすることを通じて金銭感覚を養う学習をしています。
- 身近な生活における消費と環境の学習の中で、実際の模擬的な体験をとおして、物の選び方や買い方、金銭の使い方について理解を深め、金銭感覚を高めていく必要があります。
- 近い将来、民法の改正が企図され、18歳を成人とする動きがあることから早い段階からの消費者教育に努めます。

(2) これからの施策の方向性

- これからの変化の激しい社会において、自ら思考し判断することのできる金銭・金融感覚を持った児童生徒の育成を図り、消費者トラブルの防止など、消費者教育の充実に努めます。
- 青少年の時代から消費生活を営む上で必要な基礎知識や基本的な考え方を幅広く学習することにより、自主性や合理性、選択判断能力など消費者問題を解決するために必要な態度や能力を育成します。
- 鹿児島県消費者基本計画（鹿児島県 平成28年3月）に基づき、関係機関と連携した取組を推進します。

(3) 主な取組

- 特別活動、社会科、家庭科、道徳の時間等において、物の大切さ、勤労の価値と意義、健全な金銭感覚、消費者保護等について理解させ、消費者として主体的に判断し、責任をもって意思決定できるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導計画の整備や教職員の指導力向上に努めます。
（学びの視点）
 - ・「身近な物の選び方、買い方」
 - ・「自分の生活と環境との関わりへの気付き」
 - ・「経済活動の仕組みと消費者の基本的な権利と責任に関する理解」
 - ・「お金の大切さへの理解」
- 関係機関と連携しながら、各学校へ情報提供や講師の派遣を行います。

【具体的施策・事業等】

- 消費者教育の教育課程への位置付け
- キャリア教育と関連づけた講師招聘による消費者教育の推進



4章－Ⅱ 計画期間の取組構造図

基 本 方 針	重点施策・目標	H29	H30	H31	H32	H33
① 確かな学力の定着 ～地域一体となった 学力向上策～	◇学力向上アクションプラン推進事業 ◇教科等部会研修会 ◇指導力向上セミナー ◇家庭学習の手引き作成・活用	▶◎ ▶□ ▶□ ▶◎	▶□ ▶□ ▶□ ▶□	▶□ ▶□ ▶□ ▶□	▶□ ▶□ ▶□ ▶□	▶□ ▶□ ▶□ ▶□
② 理数・外国語教育の 充実 ～小・中連携を図る 学習指導の充実～	◇指導方法研修会 ◇理数定着支援員配置 ◇研究指定校（小中ブロック） ◇大学等との連携	▶◎ ▶◎ ▶◎ ▶◎	▶□ ▶□ ▶□ ▶□	▶□ ▶□ ▶□ ▶□	▶□ ▶□ ▶□ ▶□	▶□ ▶□ ▶□ ▶□
③ 特別支援教育の推進 ～個に応じた特別 支援教育の推進～	◇市教育支援委員会 ◇始良市特別支援連携協議会 ◇特別支援教育支援員配置事業 ◇個別の指導計画・教育支援計画	▶◎ ▶◎ ▶◎ ▶◎	▶◎ ▶□ ▶◎ ▶◎	▶◎ ▶□ ▶◎ ▶◎	▶◎ ▶□ ▶◎ ▶◎	▶◎ ▶□ ▶◎ ▶◎
④ キャリア教育の推進 ～社会的・職業的 自立の基盤育成～	◇キャリア教育推進協議会 ◇キャリア教育リーフレット作成	▶◎ ▶◎	▶□ ▶□	▶□ ▶□	▶□ ▶□	▶□ ▶□
⑤ 郷土教育の充実 ～先人の生き方に 学ぶ郷土教育～	◇特色ある郷土教育の推進 ◇歴史民俗資料館の利用促進 ◇椋鳩十文学記念館の利用促進	▶□ ▶□ ▶○	▶□ ▶□ ▶○	▶□ ▶□ ▶○	▶□ ▶□ ▶○	▶□ ▶□ ▶○
⑥ 情報教育の充実 ～情報リテラシー の向上～	◇ICTの環境整備 ◇情報教育担当者研修会 ◇ICTを活用した研究授業	▶□ ▶□ ▶□	▶□ ▶□ ▶□	▶□ ▶□ ▶□	▶□ ▶□ ▶□	▶□ ▶□ ▶□
⑦ 環境教育の充実 ～豊かな自然に学ぶ 環境教育～	◇教育課程の工夫改善及び充実 ◇緑のカーテン等の環境学習 ◇環境保全活動の推進	▶□ ▶□ ▶□	▶□ ▶□ ▶□	▶□ ▶□ ▶□	▶□ ▶□ ▶□	▶□ ▶□ ▶□
⑧ 社会貢献・奉仕の精 神をはぐくむ教育の充 実 ～思いやりの心 助け合う姿～	◇教育課程の工夫改善及び充実 ◇福祉に関する体験活動体系化 ◇ボランティア活動の実践	▶□ ▶□ ▶□	▶□ ▶□ ▶□	▶□ ▶□ ▶□	▶□ ▶□ ▶□	▶□ ▶□ ▶□
⑨ 国際理解教育の充実 ～「始良市」から 世界へ！～	◇教職員資質向上研修会等の充実 ◇小・中学校の接続の在り方研究 ◇国際理解教育の環境整備	▶◎ ▶◎ ▶◎	▶□ ▶□ ▶□	▶□ ▶□ ▶□	▶□ ▶□ ▶□	▶□ ▶□ ▶□
⑩ 消費者教育の充実 ～経済活動の 基礎の育成～	◇教育課程の工夫改善及び充実 ◇講師招聘による活動の充実 ◇キャリア教育との連携促進	▶□ ▶□ ▶□	▶□ ▶□ ▶□	▶□ ▶□ ▶□	▶□ ▶□ ▶□	▶□ ▶□ ▶□

◎大目標・・・重点目標を達成する年度

○小目標・・・重点目標に至る段階的な年度

□継続・・・充実、改善を図りながら取り組む年度